

## はじめに

近年、わが国の社会・経済情勢は、少子高齢化や、国際化、情報化等の進展などにより大きく変化しています。これに伴い、市民を取り巻く状況も様変わりしており、市民の価値観やライフスタイルはますます多様化、複雑化する傾向にあります。一方、環境や福祉など、様々な分野で新たな問題、課題が生じています。

こうした中、地域住民活動をはじめ、ボランティア活動やNPO活動など、市民自らが主体的に地域や社会の課題に取り組み、解決していこうとする活動が市民生活の幅広い分野において展開されています。その活動形態は草の根的なものから、組織的なものまでと多種多様です。

広範な分野にわたる市民活動は、今や全国的に見ても個々の都市で、あるいは都市や地域を越えた形で活発化しており、きめ細かな公共サービスの提供や新たな社会問題への対応等の面で心強い担い手として期待されています。また、多くの市民にとって自らが主体的に参画し、力や知恵を発揮して社会貢献のできる生きがい・活動の場ともなりつつあります。

このような状況の中で、国においては、特定非営利活動促進法（NPO法）を制定し、これらの活動を促進しています。また、山口県においても、「山口県県民活動促進条例」を平成14年12月に施行し、平成20年3月には「山口県県民活動促進計画（改定版）」を策定し、これらの活動を促進しているところです。

周南市においては、旧徳山市で平成14年12月に策定した「徳山市市民活動促進指針」を継承し、市民活動を促進していくため、様々な施策を推進してまいりました。

合併から5年が経過し、市民活動を取り巻く社会環境も変化する中で、周南市市民活動促進協議会の委員の皆様をはじめ、広く市民や市民活動グループの皆様のご意見やご提案をいただきながら、周南市における市民活動促進について、改めて協議検討を重ね、このたび「周南市市民活動促進指針」を策定しました。

本指針は、周南市が今後、市民活動を促進していくにあたっての考え方や基本方針を示すとともに、市民活動を側面的に支援していくための具体的施策を掲げたものです。

今後は、本指針に基づき、市民活動促進に向けての環境整備や、具体的施策の実施に努めてまいりたいと考えています。

おわりに、市民活動促進協議会の委員の皆様をはじめ、指針策定にあたりましてご支援賜りました関係各位に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

2009（平成21）年2月

周南市長 島津幸男

# 目 次

## 第1章 指針策定の趣旨

1 指針の目的	1
2 指針の性格	1
3 対象区域	1

## 第2章 市民活動を理解するために

1 市民活動に関する用語の定義	2
2 市民活動促進の社会的背景	5
(1) 「豊かな社会」における人間関係の縮小	
(2) 阪神・淡路大震災がもたらしたもの —市民どうしのつながりと助け合いの再認識—	
(3) 「経済成長の終焉」と市民参加意識の高まり —「協働の時代」の萌芽—	
(4) 豊かさをめぐる価値観の変容 —生きがい・自己実現としての市民活動—	
3 市民活動促進の目標	7
(1) 人間関係の回復と「助け合いのコミュニティ」の形成	
(2) 市民自治文化の創造	
(3) 公共の領域における適正な役割分担	
(4) 地域社会のかかえる問題への対応	

## 第3章 周南市における市民活動

### —市民活動と市民活動支援の現状—

1 周南市における市民活動の特徴と現状	10
(1) 地域住民活動の特徴と現状	
(2) 自発的市民活動の特徴と現状 —周南市市民活動グループ実態調査から—	
2 市民活動支援をめぐる施策と取り組み	18
(1) 市民活動支援にかかわる行政施策とその現状	
(2) 市民活動支援センターにおける支援策の現状	
(3) 企業による社会貢献活動と市民活動支援の現状	
(4) 民間非営利団体による市民活動支援の現状	
3 市民活動が抱える問題点・課題と支援策に対するニーズ	38
(1) 市民活動グループが抱える問題点・課題	
(2) 市民活動支援策に対するニーズ	

## 第4章 市民活動促進に関する基本的考え方と市の基本姿勢

—「助け合いのコミュニティ」づくりと市民自治文化の創造を目指して—

- 1 市民活動促進のための基本的考え方 ..... 43
  - (1) 市民活動の基本原則 —市民活動の自主性・自立性の確保—
  - (2) 市民の役割 —市民自治文化の創造と発展—
  - (3) 企業の役割 —「企業市民」としての役割—
  - (4) 行政の役割 —市民活動の側面的支援—
- 2 市民活動促進のための市の基本姿勢 ..... 46
  - (1) 自主性・自立性の尊重
  - (2) 先駆性・多様性の尊重
  - (3) 客観性・透明性の確保
  - (4) パートナーシップの確立と連携・協働の推進

## 第5章 市民活動促進に関する市の基本的施策

- 1 市民活動全般にかかわる支援策 ..... 47
  - (1) 活動資源に関する支援
  - (2) 市民活動に対する支援の気運醸成
  - (3) パートナーシップ確立のための環境整備
- 2 市民活動促進に向けた取り組み（施策の体系と内容） ..... 48
  - (1) 市民活動に対する興味・関心を地域全体に広げるための取り組み
  - (2) 市民活動に参加しやすい環境をつくるための取り組み
  - (3) 市民活動に必要な資源を豊富にするための取り組み
  - (4) 既存の市民活動のレベルアップを促進するための取り組み
  - (5) 市民参加のコミュニティづくりを促進し、市民と行政、企業との協働を実現するための取り組み

おわりに ..... 67

### 資料編

- 【資料1】市民活動促進概念図
- 【資料2】周南市市民活動促進協議会設置要綱
- 【資料3】周南市市民活動促進協議会委員名簿
- 【資料4】周南市市民活動促進協議会開催経過

## 第1章 指針策定の趣旨

### 1 指針の目的

この指針は、周南市において地域住民活動をはじめ、ボランティア活動やNPO活動など、市民による自主的で営利を目的としない公益活動（市民活動）が活発に展開されることにより、地域に「助け合いのコミュニティ」が形成され、魅力と活気あふれる市民自治文化が創造されることを目的としています。

### 2 指針の性格

この指針は、「周南市市民活動促進協議会」における協議を尊重しつつ、市民の皆様の見解を広く反映させたものであり、本市が2014（平成26）年を目標年次として2005（平成17）年に策定した周南市まちづくり総合計画「ひと・輝きプラン 周南」に掲げる目標である「ともに活躍できるまちづくり」の実現に向け、市民活動の新たな誕生と活性化の基盤を整えるため、本市としての市民活動に対する基本的な関わり方や、その促進方策を取りまとめたものです。

### 3 対象区域

基本的には、本市の行政区域である周南市域を対象としますが、市域を越えて展開している市民活動の実態を踏まえ、より広域的な対応に配慮します。